ゴルフ場利用税は、消費行為そのものを対象としており、その消費行為が行われる地方自治体において課税されることに適している。一方、消費税は、課税範囲が広く取引行為一般に課されるものであり、課税の趣旨が異なるため、二重課税であるとの指摘は当たらない。

既に、平成15年度より18歳未満の年少者、70歳以上の高齢者、障害者等の利用に非課税措置を設け、ゴルフ人口の裾野の拡大や生涯スポーツの実現に十分な配慮がなされているところである。

我が国のゴルフ場の多くは、山林原野を切り開いて開設されており、周辺の環境に大きな影響を与えている。このため、地方自治体においても、地滑り対策・洪水対策等の災害防止対策や、水質・農薬調査等の行政サービスを行う必要がある。このような地方自治体が実施する行政サービスは、ゴルフ場と密接に関連している。当該地方自治体の区域外から来場することが多いゴルフ場の利用者が、特段の負担を負うことなくこれらの行政サービスを享受することは不公平であり、利用者にも負担を求めるべきである。

また、ゴルフ場の利用に係る費用は、今なお、他のスポーツと比較して高額であり、ゴルフ場の利用者の支出行為には十分な担税力が認められる。

ゴルフ場利用税は、その税収の７割が市町村に交付されており、特に財源に乏しい市町村の貴重な財源である。これに代わる財源も考えられないとともに、地方創生の取組を実現するためには自主財源が今まで以上に必要とされる中、ゴルフ場利用税を廃止することは、地方財政に甚大な影響を与えるため適当ではない。

なお、消費税率の引上げに際して、低所得者対策等が論点となっている中、ゴルフ場の利用者という特定分野について税負担の軽減を行うことには慎重な検討が必要である。

7　地方消費税の充実確保

⑴　消費税率引上げの確実な実施

既に述べたように、少子化・高齢化の進展により、国・地方の社会保障給付費の自然増は今後も継続することが見込まれている。国と地方を通じた社会保障の安定財源の確保と財政の健全化を同時に達成する観点から、社会保障・税一体改革を推進していくことが求められている。

地方消費税は、勤労世代など特定の者へ負担が集中せず、広く社会の構成員が負担を分かち合うことが可能であり、税収が景気の動向に比較的左右されにくく安定的であるなど、国の消費税と同様の特徴を有している。さらに税源の偏在度が比較的小さいという特徴も有していることから、地方自治体による社会保障制度を支える安定的な財源としてふさわしい。

したがって、地方消費税の充実確保は、地方における社会保障の安定財源の確保と、地方財政の健全化を同時に達成することを目指す観点からも、偏在性が小さく安定的な地方税体系を確立する観点からも、極めて重要である。

税制抜本改革法の円滑かつ着実な施行を図り、平成29年４月の消費税率（国・地方）10％への引上げを確実に実施することにより、社会保障分野において重要な役割を果たしている地方自治体に必要な社会保障財源を確保すべきである。

⑵　軽減税率

平成27年度与党税制改正大綱において「消費税の軽減税率制度については、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10％時に導入する。平成29年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める。」とされたことから、現在、与党において消費税の軽減税率の導入についての検討が進められている。

今回の消費税率の引上げは、社会保障・税一体改革の中で、国と地方における社会保障の安定財源を確保するというのが原点である。軽減税率の検討に際しても、この点を十分踏まえるべきである。なお、全国知事会などからも地方の社会保障財源が減少すること等について、懸念する意見が出ていることにも留意する必要がある。

8　マイナンバー制度導入への適切な対応

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するための極めて重要な取組である。

地方税の分野においても、個人住民税を中心に、マイナンバーを用いた情報の名寄せ、突合、調査等が可能となり、課税実務において重要な役割を果たすこととなる。また、平成29年７月からは、情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得と提供が開始される予定である。このシステムで個人住民税の所得情報の提供を行うことにより、所得証明の添付が不要となるなど、国民の行政手続負担の緩和にも大きな効果が期待される。

マイナンバーの利活用の開始に向けて、各地方自治体においても、システム改修等必要な準備を遺漏なく行うとともに、地方税システムで取り扱う個人情報のセキュリティ確保には、万全を期すことが重要である。

第三　今後の検討課題

税制調査会において「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方」として、個人所得課税や資産課税のあり方について検討が行われている。これらを踏まえ、以下、個人住民税及び固定資産税のあり方について、今後の検討課題として本審議会としての意見を申し述べる。

1　個人住民税のあり方

個人住民税は、地域住民が地域社会の会費をその能力に応じ、広く負担を分任するという性格（地域社会の会費的性格）を有する税である。平成18年度税制改正時の三位一体の改革において、所得割の10％比例税率化により、所得税から個人住民税への税源移譲が実施された。これにより、個人住民税の応益的性格がより明確化されるとともに、人口一人当たり税収の格差が縮小し、個人住民税がより偏在性の小さい税となった。こうした税の性格や改革の方向性は、引き続き重視すべきである。

地域ごとに進行の様相が様々である人口減少や高齢化は、とりわけ地方部において急速に進行している。また、働き方や家族のあり方も大きく変化し、家族や地域社会が担ってきたセーフティネット機能が低下している。

このため、地方自治体が地域の実情に即した住民サービスを維持・充実させることが、それぞれの地域で人々が安心して暮らせる社会的セーフティネットを再構築する上で必要不可欠である。同時に、地方創生に繋がるよう地域振興を図り、地域経済の力強さを下支えすることも、地方自治体の重要課題である。

少子・高齢化社会において重要となる、対人サービスや地域振興施策の経費を賄う財源としては、当該地方自治体の住民が納税者となり、行政サービスからの受益との対応関係を明確に認識できる個人住民税が、中心的な役割を果たすべきである。また、税源の偏在性が小さく税収が安定的な税であることからも、個人住民税は、地方自治体がその役割を果たしていくための財源にふさわしい税である。

このため、今後とも個人住民税の充実・確保を図ることが必要であり、その際には、全国においてのみでなく、個々の地方自治体ごとにも必要な財源確保が求められることに留意すべきである。

現在、税制調査会を中心に、若年層・低所得層が意欲を持って働き、安心して結婚し子どもを産み育てることができる社会を構築するために、個人所得課税の再分配機能の回復を図り、税負担の調整のあり方を再構築する方策について検討が行われている。個人住民税については、所得税における制度改正の方向性を見極めつつ、上述のような経緯や税の性格・役割を踏まえて検討することが必要である。

具体的には、所得割が10％比例税率であることや、個人所得課税全体の構造として、生活保護基準に相当する額を上回る収入を有する者にまずは均等割が課され、収入が上がるにつれ比例税率での所得割、次いで国税である所得税が累進税率により課されるという枠組みを維持しつつ、それぞれの税の性格等に応じた役割分担を明確化する方向で検討を進めるべきである。